

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対する意見

頁	大項目	小項目	意見
P2	2. 料額算定の基本的な流れ	(1) 「a群」と「b群」への分類	<p>【原案】 図表2 電波利用料の基本的な構成 【次期(令和7～9年度)】歳入・歳出とも約750億円を想定</p> <p>【意見】 ・2019年の料額改定において、電波利用料の総額規模が約620億円から約750億円に2割超も拡大しており、今回の見直しにおいて、これをそのまま据え置く方針には賛成できません。民放連が繰り返し意見表明しているとおり、電波利用共益事務を不断に精査して総額を抑制し、無線局免許人の負担を軽減すべきです。</p>
P2	2. 料額算定の基本的な流れ	(1) 「a群」と「b群」への分類	<p>【原案】 図表2 電波利用料の基本的な構成 【a群】電波の利用価値の向上につながる事務 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業</p> <p>【意見】 ・「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」報告書の提言を踏まえ、電波利用共益事務として当該支援事業を追加することは妥当です。これは条件不利地域等における放送の維持の観点から、国民視聴者の利益に適うものです。</p>
P6	3. 「a群」に係る金額の計算方法	【第2段階】 ≪無線システムごとの配分≫	<p>【原案】 図表5 無線システム(広域使用電波以外)と特性係数</p> <p>【意見】 ・1.2GHz/2.3GHz帯FPUの電波利用料は、放送事業者が保有する他の移動局、固定局と比較して極端に高額です。このままでは、放送事業者は高額な負担を継続することが難しく、マラソン・駅伝といったロードレース中継や報道中</p>

			<p>継などの番組制作に支障をきたし、国民にとって大きな不利益につながります。したがって、同FPUの電波利用料の負担軽減をあらためて要望します。</p>
P11	5. 電波利用料の料額	(2) 料額が大幅に増加する場合への配慮	<p>【原案】 新たに算定した料額が、現行料額と比較して大幅に増加する場合は、免許人等の負担の急激な変化を考慮し、原則として増加分を一定の水準（2割程度）にとどめることとします。</p> <p>【意見】 ・激変緩和措置を含め、料額算定の基本的な枠組みを維持したことは、料額の継続性・安定性や予見可能性の観点から妥当です。</p>